

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

- 宮城県公報平成二四年号外第九号中
- 宮城県公報平成二四年号外第二二号中

八七

規則

目次

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第一十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の三の次に次の一条を加える。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出等)

- 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
- 障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則
- 宮城県議会定例会の招集
- 障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定
- 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第十五条第一項の規定による障害者自立支援法第五十一条の十四第一項の指定を受けたものとみなされた指定一般相談支援事業者

(子育て支援課)一
(障害福祉課)三
(財政課)五
(障害福祉課)五

(子育て支援課)一
(障害福祉課)三
(財政課)五
(障害福祉課)五

第一条の四 法第二十一条の五の二十五第二項及び同条第四項(法第十四条の十九の二において準用する場合を含む。)並びに法第二十四条の三十八第一項及び同条第四項の規定による届出は、業務管理体制の整備に関する事項の届出(様式第三号の五)によつて行うものとする。

2 法第二十二条の五の二十五第三項(法第十四条の十九の二において準用する場合を含む。)及び法第二十二条の三十八第三項の規定による届出は、業務管理体制の整備に関する事項の変更(様式第三号の六)によつて行うものとする。

3 知事は、厚生労働大臣及び市町村長に対し、前二項に規定する届出に関する情報を提供することができる。
様式第三号の四の次に次の二様式を加える。

- 選挙管理委員会
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
- 宮城県土地改良事業換地計画の縦覧
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立
- 建設業許可の取消し(二件)
- 宮城県小牛田農林高等学校的農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託(二件)
- 選挙管理委員会
- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

正誤

七 七 六 六 六 六 六 六 六 六 六 六

受付番号

官城県知事 殿	事業者(法人)番号	年月日
	事業者名 代表者氏名	印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

官城県知事 殿	事業者(法人)番号	年月日
	事業者名 代表者氏名	印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 届出の内容	事業者(法人)番号		
(1) 児童福祉法第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係(整備)	年月日		
(2) 児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係(区分の変更)			
フリガナ	変更があった事項		
名称又は氏名	1 法人の種別、名称(フリガナ)		
住所 (主たる事務所の所在地)	郵便番号	都道府県	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号
連絡先 (ビルの名称等)	電話番号	区	3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日
法人の種別 代表者の職名・氏名	FAX番号		4 代表者の住所、職名
業者 名・生年月日			5 事業所名称等及び所在地
代表者の住所 (郵便番号)	フリガナ	生年月日	6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日
都道府県	氏名	年月日	7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
区			8 業務執行の状況の監査の方法の概要
3 事業所名称等及び所在地	指定年月日	事業所番号	所在地
計 カ所			(変更前)
4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第21条の5の25(指定障害児通所支援事業者等) (2) 法第24条の19の2(指定障害児入所施設等の設置者) (3) 法第24条の38(指定障害児相談支援事業者)		
5 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	第3号	(変更後)
6 事業者(法人)番号 区分変更の理由 区分変更(行政機関名称、担当部(局)課)	業務執行の状況の監査の方法の概要		
区分変更日	年月日		

受付番号

官城県知事 殿	事業者(法人)番号	年月日
	事業者名 代表者氏名	印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号	年月日		
変更があった事項			
1 法人の種別、名称(フリガナ)	2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号		
3 代表者氏名(フリガナ)、生年月日	4 代表者の住所、職名		
5 事業所名称等及び所在地	6 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日		
7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	8 業務執行の状況の監査の方法の概要		
事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地
計 カ所			(変更前)
4 児童福祉法上の該当する条文(事業者の区分)	(1) 法第21条の5の25(指定障害児通所支援事業者等) (2) 法第24条の19の2(指定障害児入所施設等の設置者) (3) 法第24条の38(指定障害児相談支援事業者)		
5 児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号に基づく届出事項	第2号	第3号	(変更後)
6 事業者(法人)番号 区分変更の理由 区分変更(行政機関名称、担当部(局)課)	業務執行の状況の監査の方法の概要		
区分変更日	(日本工業規格A列4番)		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則をここに公布する。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十一号

障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号。以下「法」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の設置者（以下「指定事業者等」という。）並びに指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に關し必要な事項を定めるものとする。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第二条 法第五十一条の二第一項及び第五十一条の三十一第一項の規定による知事に対する業務管理体制の整備に関する事項の届出は、様式第一号により行つものとする。

(届出事項の変更の届出)

第三条 法第五十一条の二第三項及び第五十一条の三十一第三項の規定による知事に対する届出事項の変更の届出は、様式第一号により行つるものとする。

(区分の変更の届出)

第四条 法第五十一条の二第四項及び第五十一条の三十一第四項の規定による知事に対する区分の変更の届出は、様式第一号により行つものとする。

(厚生労働大臣等への情報提供)

第五条 知事は、厚生労働大臣及び市町村長に対し、前二条に規定する届出に関する情報を提供することができる。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、指定事業者等及び指定相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項等の届出に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

受付番号

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

宮城県知事 殿

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

事業者
代表者氏名

年月日

1 届出の内容

(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係(整備)

(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係(区分の変更)

フリガナ

名称又は氏名

(郵便番号 - 郡市)

都道府県区

(ビルの名称等)

電話番号 FAX番号

事務所所在地

主たる事務所

(主たる事務所の所在地)

連絡先

法人の種別

代表者の職名・氏名

名・生年月日

(郵便番号 - 郡市)

都道府県区

代表者の住所

(ビルの名称等)

事業所名称等及び所在地

3 所在地

計 力所

事業所番号

所在 地

3 事業所名称等及び所在地

計 力所

事業所番号

所在 地

受付番号

障害者自立支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)

宮城県知事 殿

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

事業者
代表者氏名

年月日

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号

受付番号

(日本工業規格A列4番)

(日本工業規格A列4番)

区分変更前行政機関名称、担当部(局)課

区分変更の理由

区分変更後行政機関名称、担当部(局)課

区分変更区分変更

区分変更日

(日本工業規格A列4番)

告 示

○富城県告示第五百二十七号
平成二十四年六月十五日、富城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十四年六月八日

富城県知事 村井嘉浩

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項の規定により告示する。

平成二十四年六月八日

事業所番号	事業所の名称及び所在地	地域相談支援	設置者名	指定年月日
○四三〇一〇〇七五八 石巻市門脇字元捨喰 五番の一	相談支援事業所フリースペース「S.O.R.a」 石巻市門脇字元捨喰	地域移行支援 地域定着支援	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十四年 四月一日

○富城県告示第五百二十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第七十一号）附則第十五条第一項の規定により、次の事業者は、指定一般相談支援事業者として、平成二十四年四月一日に障害者自立支援法（平成十七年法律第二百一十三号）第五十一条の十四第一項の指定を受けたものとみなされた。

平成二十四年六月八日

富城県知事 村井嘉浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名
○四三〇一〇〇〇三〇 石巻市穀町十二番五号 ビル	障害児（者）相談支援事業所フリースペース「KA」 セキモト三三一	社会福祉法人石巻祥心会
○四三〇一〇〇六八三 石巻市不動町二丁目八番五号	相談支援センター桜・さくら	社会福祉法人夢みの里

○富城県告示第五百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県管土地改良事業津山地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

○四三一四〇〇一八三 東松島市矢本字河戸三百四十二番地二	医療法人社団健育会ひまわりディイサー ビスセント	医療法人社団健育会
○四三一五〇〇一四 東松島市赤井字八反谷地百番地五	大崎地域相談支援センター「さてら」 ふるさとプラザ二階	社会福祉法人大崎誠心会
○四三一四〇〇一五 七亘理郡山元町真庭字名生東七十五番地 一	山元町障害者地域活動支援センター すらぎ作業所	社会福祉法人山元町社会福祉 協議会
○四三三六〇〇〇七九 南三陸町地域活動支援センター風の里 本吉郡南三陸町歌津字伊里前八十九番	社会福祉法人洗心会	

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六ヶ月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年六月十三日から平成二十四年七月十一日まで

三 縦覧場所

登米市役所及び登米市津山総合支所

○宮城県告示第五百三十一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第二百二十二条の二第一項の規定による届出を審査した結果、網地島加入区について 同法第二百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百三十一号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十四年六月五日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名等	主たる営業所の所在地
株式会社阿部塗装工業	仙台市太白区鈎取二丁目二十九・二十七
一般・五千三百七	許建可設番号業
一般建設業	工を取り扱う種類
平成二十四年五月九日	受付年月日

阿部 茂	十一号	石工事業 ブタイル・れんが・ ロック工事業 熱絶縁工事業 建具工事業
東北ハード株式会社 半谷 四郎	西町七・二十五丁の日	特・二十二 三十九号
東北ハード株式会社 半谷 四郎	西町七・二十五丁の日	特・二十二 三十九号

三 許可取消しの原因	建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
一 許可を取り消した年月日	平成二十四年五月二十八日
二 建設業者の商号又は名称等	建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
平成二十四年五月二十八日

二 建設業者の商号又は名称等
建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十四年六月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 許可取消しの原因	建設業者の営業所の所在地を確認できないので、その事實を告示（平成二十三年宮城県告示第八号）したが、当該告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないため。
八号）したが、当該告示の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がないため。	○宮城県告示第五百三十四号 地方自治法施行令（昭和二十一年政令第十六号）第二百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみやぎ総合家畜市場における販売に係る物品売扱代金の徴収事務を平成二十

四年四月九日次のとおり委託した。

平成二十四年六月八日

一 委託の相手方

仙台市青葉区上杉一丁目二番十六号

宮城県知事 村井嘉浩
全国農業協同組合連合会宮城県本部
みどりの農業協同組合

遠田郡美里町字素山町一番地

二 委託期間

平成二十四年四月九日から平成二十五年三月十五日まで

○宮城県告示第五百三十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、宮城県小牛田農林高等学校の農産物のみどりの農業協同組合ファーマーズマーケットにおける販売に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十四年四月十六日次のとおり委託した。

平成二十四年六月八日

一 委託の相手方

遠田郡美里町字素山町一番地

みどりの農業協同組合
株式会社みどりのサービス

黒川郡大和町吉岡字北原西七十二番地

株式会社エーロープ宮城

二 委託期間

平成二十四年四月十六日から平成二十五年三月十五日まで

選挙管理委員会

○富選管告示第六十三号

平成二十四年六月一日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第

七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十四年六月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数
三七、九三一

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
三八一、七六五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七七、七三一	岩沼選挙区	一一、六八七
宮城野選挙区	四九、六三五	登米選挙区	一三、六二八
若林選挙区	三五、〇五四	栗原選挙区	一一、三三三
太白選挙区	六〇、一一七	東松島選挙区	一〇、九八〇
泉選挙区	五七、五五八	大崎選挙区	三七、〇五五
石巻・牡鹿選挙区	四四、五一九	柴田選挙区	一三、〇一七
塩釜選挙区	一五、八八三	亘理選挙区	一一、四五四
気仙沼・本吉選挙区	一三、八一七	宮城選挙区	一三、五四八
白石・刈田選挙区	一四、四八六	黒川選挙区	一二、三〇八
名取選挙区	一九、〇一五	加美選挙区	九、二六七
角田・伊具選挙区	一三、一九二	遠田選挙区	一二、〇五〇
多賀城・七ヶ浜選挙区	二一、八七〇		

○富選管告示第六十四号

平成二十四年六月一日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第一百六十一号）第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十四年六月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊地光輝

三八一、七六五

○宮城県公報平成二十四年号外第九号（平成二十四年三月二十三日付け）中

正誤

				八 ページ
一〇	上 上 上	上 段	行	後ろか ら五行
一〇	八 八 八	八 ページ	行	
一〇				
○富城県公報平成14年6月8日(平成14年6月8日付)付 四 ページ	(2) 上記に相当すると人事委員会 が認める学歴免許等の資格	第四条第一項 令第六条第一項如即 第十一条第一項第1項第1項 ○富城県公報平成14年6月8日(平成14年6月8日付)付 四 ページ	(2) 上上記に相当すると人事委員 会が認める学歴免許等の資格	第四条第一項 令第六条第一項第1項第1項 第十一条第一項第1項第1項 出 盤
六から 七	行	出	用 名	施設を利 用する者 の氏名
				「施設を利 用する者 の氏名」